

引っ越し時の届け出

手稲区役所
☎681-2400



春は引っ越しの季節です。下表を参考に区役所へ届け出てください。
このほかの手続きが必要な場合もあります。ご不明な点は担当課へ電話でご確認のうえ、ご来庁ください。

(表内の●数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、*印は届け出に必要なものです)

| | | 手稲区→市外 | 手稲区→市内の他区 | 手稲区内 | 窓 口 | 課 目 |
|----------------------------|--|---|-----------|--|---------------|--------|
| 住所変更 | ★ 転出届を提出。⇒転出証明書を発行します。転出先の市町村へ提出してください。 | 転出先の区役所に転入届を提出(転出後14日以内)。 | | ★ 転居届を提出(転居後14日以内)。 | 1階 9 10 | 戸籍住民課 |
| | 新住所の番号(○番○号)・番地(○番地○)、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認のうえ届け出てください。*本人確認できる書類(健康保険証・運転免許証など) | | | | | |
| 印鑑登録 | ★ 印鑑登録証(カード)の返還(印鑑登録は廃止になります)。 *印鑑登録証 | 住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証(カード)を使用できます。 新たに印鑑登録をする方の手続きについては、戸籍住民課にお問い合わせください。 | | | | |
| 転校 (小・中学校) | 転出先の市町村へ在学証明書(現在の学校で発行)を提出してください。 | 転入届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示。⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。*在学証明書 | | ★ 転居届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示。⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。*在学証明書 | | |
| 国民健康保険 | ★ 脱退手続き(転出前)。 *国民健康保険証 | 転出先の区役所で住所変更の手続き(転出後14日以内)。 *国民健康保険証 | | ★ 住所変更の手続き(転居後14日以内)。 *国民健康保険証 | 2階 2 | 保険年金課 |
| 介護保険 | ★ 被保険者証の返還。要介護認定を受けている方および認定申請中の方は、受給資格証明書の交付を受けてください。*被保険者証 | 転出先の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。*被保険者証 | | ★ 住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証 | | |
| 国民年金 | 加入者 | 転出先の市町村で住所変更の手続き。 *年金手帳・納付書・印鑑 | | 住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 | 2階 3 | |
| | 受給者 | 平成14年4月1日から、第3号被保険者の届け出先が変更になりますので、ご注意ください。 | | | | |
| 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当 | ★ 転出の手続き。*印鑑 ⇒転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。 | 転出先の区役所で住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑・新しい口座番号の預金通帳 | | ★ 住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑・新しい口座番号の預金通帳 | 1階 1 | 保健福祉課 |
| 身体障害者手帳 | ★ 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉定期券利用証明書・福祉割引ウィズユーカーダの返還。 ⇒転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。 | 転出先の区役所で住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・印鑑 | | ★ 住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・印鑑 | 1階 1 2 | |
| 療育手帳 | | 転出先の区役所で住所変更の手続き。 *療育手帳・印鑑 | | ★ 住所変更の手続き。 *療育手帳・印鑑 | 1階 2 | |
| 敬老パス 敬老手帳 | ★敬老パス・敬老手帳の返還。 *敬老パス・敬老手帳 | 敬老パスは、そのまま使用できます。 敬老手帳は、新住所を記入してください。 | | | 1階 2 | 社サービス課 |
| 児童手当 | ★ 消滅手続き。*印鑑 ⇒転出先の市町村で新たに申請(本市または平成13年1月1日現在居住の市町村で発行する所得証明書が必要)。 | 住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 | | | | |
| 児童扶養手当 特別児童扶養手当 | 道外 | ★ 住所変更の手続き。 *手当証書・印鑑 | | ★ 住所変更の手続き。 *印鑑・手当証書 | 1階 6 | |
| | 道内 | 転出先の市町村で住所変更の手続き。 | | | | |
| 医療助成 | ★ 受給者証の返還(本市または平成13年1月1日現在居住の市町村で発行する所得証明書が必要)。 | 転出先の区役所で住所変更の手続き。 *受給者証 | | ★ 住所変更の手続き。 *受給者証 | | |
| 固定資産税 | 固定資産を所有している方は、資産の所在する市区町村に住所変更の連絡を(電話・手紙での連絡も可)。 | | | | | |
| 原動機付自転車 (125cc以下) | ★ 廃車届を提出。 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証・標識交付証明書 | 住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 | | | 2階 5 | 課税課 |